

広島県告示第二百二十号

自然公園施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年広島県条例第二号）別表第四の規定により、野呂山公園施設におけるシャワーその他の設備等の利用料金の範囲を次のように定め、平成二十六年四月一日から施行する。

なお、平成二十二年広島県告示第五百七十六号（自然公園施設の設置及び管理に関する条例の規定による野呂山公園施設におけるシャワーその他の設備等の利用料金の範囲の設定）は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 分	単 位	利用料金の範囲
シャワー	三分につき	一四〇円以内